

オウム真理教（現アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書

オウム真理教は、地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの凶悪な犯罪を実行した団体であり、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、後継団体のアレフ、ひかりの輪、山田らの集団が観察処分を受けている。これらの団体は現在も活動を継続しており、社会的な不安は残ったままである。

金沢市内においては、山田らの集団の施設が1か所存在しており、現在も活発に活動を続けている。地域住民は大きな不安と恐怖を感じており、山田らの集団の解散、撤退を求めて、金沢オウム真理教対策協議会として一致団結した反対運動に取り組んでいる。

しかしながら、地域住民や自治体の力だけでは限界があり、これまでも、オウム真理教対策関係市区町連絡会等を通じ、オウム真理教問題の早期解決に向けた抜本的な対策を国に対して要望してきた。

このような状況において、令和6年1月には、オウム真理教（現アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する団体規制法に基づく観察処分の期間が満了を迎えようとしている。万が一、この観察処分が更新されなければ、オウム真理教後継団体の活動内容が一切明らかにされず、地域住民をはじめとする市民の不安と恐怖はますます高まることが懸念される。

よって、国におかれては、オウム真理教（現アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間を更新するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

石川県金沢市議会議長 高 誠

除雪業務における時間外労働の取扱いに関する意見書

平成31年の労働基準法の改正により、働き方改革の一環として時間外労働の上限が規定されており、建設業においても令和6年4月より適用される。建設業の担い手不足の中、人材確保に向けて、週休二日制の導入や時間外労働の上限を規定することは、大変重要で意義深いものである。

一方、一たび大雨などにより災害が発生すれば、建設業に携わる人が夜間や休日なども復旧作業を行うことで、早期に地域住民の安全・安心の確保が図られていることも忘れてはならない。こうしたことを鑑み、4月より適用される建設業における時間外労働の上限規制の中では、災害時の復旧・復興の事業に関しては適用除外とされている。

除雪業務も災害と同様に、いつ何どき発生するか予測できないため、計画的に遂行することは難しく、降雪が続けば通常 of 社会生活の停滞を招く恐れがあるため、建設業に携わる人は国や地方自治体の要請を受け、災害時と同様に休日・夜間を問わず作業を行っている。

冬期間における除雪業務は、物資輸送や通勤・通学などの市民生活を支える上で大変重要な役割を担っている。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 除雪業務全般に対しては、災害と同様、一律に時間外労働の上限規制の適用除外とすること。
- 2 雪害となる基準を明確にして適切な指導等を行うこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

石川県金沢市議会議長 高

誠

自治体会計年度任用職員の処遇改善を求める意見書

本年4月、自治体で働く会計年度任用職員のボーナスを拡充する改正地方自治法が成立し、2024年度から、期末手当に加え、勤勉手当も支給できるようになった。これにより、公務員のボーナスに含まれている勤勉手当がパートタイムやフルタイムの会計年度任用職員にも支給できることとなった。今や62万人を超える会計年度任用職員は「地方自治の重要な」担い手であり、このことは、同一労働・同一賃金に向けた処遇改善の一步となるものである。

2024年度からの施行に向けて、条例や規則の制定など各自治体の姿勢が問われているが、勤勉手当支給のための人事評価に関しては、労働条件と権利を尊重し、適正に行われることが求められる。加えて、今後とも正規職員と会計年度任用職員等の非正規雇用の諸手当の格差是正を図り、雇用安定と処遇改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、各自治体の会計年度任用職員に係る条例・規則の整備状況の点検調査と適切な財政措置を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 会計年度任用職員の勤勉手当支給を2024年度から実施するよう、各自治体に対して条例や規則の制定を求めること。
- 2 全国の会計年度任用職員の任用状況や任用条件、例規の整備状況を点検調査すること。
- 3 会計年度任用職員の勤勉手当支給のための人事評価に関しては、労働条件と権利を尊重すること。
- 4 自治体が実施する非正規職員の処遇改善に向け、必要な財政措置を講じること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

石川県金沢市議会議長 高

誠

自転車通行空間の整備推進を求める意見書

自転車は年齢を問わず気軽に利用することができる交通手段であり、大変多くの人に利用されている。国においては、自転車活用推進計画を策定し、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成や自転車事故のない安全で安心な社会の実現等を目標に掲げ、自転車の活用を推進しているところである。健康志向の高まりもあり、自転車のニーズは高まっているが、その一方で、自転車が関係する交通事故も年々増加しており、その対策が求められているところである。

自転車は道路交通法上では軽車両に位置づけられており、車道と歩道が区別されている場合には原則として車道を走行しなければならない。しかしながら、自転車通行空間の整備が追いついておらず、やむを得ず歩道を走行したり、車との適切な距離を保つことが難しい中で車道を走行しなければならないこともある。

自転車通行空間の整備は、安全で安心な自転車の利用環境の確保を図るための重要な施策であり、早急な整備推進が求められている。

よって、国におかれては、自転車通行空間の整備推進に対し、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を道路整備も含め推進すること。
- 2 地方自治体が行う自転車通行空間の整備に対し、十分な財政支援を行うこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

石川県金沢市議会議長 高

誠